

令和2年第5回宮崎市議会（9月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	32件
報告	14件
合計	46件

2 内訳

(1) 議案（32件）

- ①令和元年度決算の認定等（18件） ⇒ 議案第120号～議案第137号
- ②「令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第8号）」の専決処分（1件）
⇒ 議案第138号
- ③令和2年度補正予算案（3件） ⇒ 議案第139号～議案第141号
- ④財産の取得（4件） ⇒ 議案第142号～議案第145号
- ⑤土地改良事業の計画変更（1件） ⇒ 議案第146号
- ⑥条例案（5件） ⇒ 議案第147号～議案第151号

(2) 報告（14件）

- ①継続費精算報告（2件） ⇒ 報告第13号・報告第14号
- ②健全化判断比率の報告（1件） ⇒ 報告第15号
- ③資金不足比率の報告（1件） ⇒ 報告第16号
- ④経営状況の報告（5件） ⇒ 報告第17号～報告第21号
- ⑤公立大学法人の年度業務実績評価結果の報告（1件） ⇒ 報告第22号
- ⑥専決処分の報告（4件） ⇒ 報告第23号～報告第26号
 - ・ 議決事項の一部変更（1件）
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（3件）

3 議案の概要

令和元年度決算の認定等（18件）

議案第120号 令和元年度宮崎市一般会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額		
歳入総額	1,658億3,103万8,089円	
歳出総額	1,624億5,614万1,377円	
歳入歳出差引額	33億7,489万6,712円	
繰越額	6億8,226万1,739円	(継続費通次繰越、繰越明許費、事故繰越し)
実質収支額	26億9,263万4,973円	
基金繰入額	15億円	
差引	11億9,263万4,973円	

議案第121号 令和元年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額		
歳入総額	14億6,192万7,605円	
歳出総額	14億5,171万9,605円	
歳入歳出差引額	1,020万8,000円	
繰越額	1,020万8,000円	(繰越明許費、事故繰越し)
実質収支額	0円	
基金繰入額	0円	
差引	0円	

議案第122号 令和元年度宮崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額		
歳入総額	430億9,494万9,776円	
歳出総額	429億9,726万8,594円	
歳入歳出差引額	9,768万1,182円	
繰越額	0円	
実質収支額	9,768万1,182円	
基金繰入額	5,000万円	
差引	4,768万1,182円	

議案第123号 令和元年度宮崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	48億7,259万4,156円
歳出総額	48億5,780万8,291円
歳入歳出差引額	1,478万5,865円
繰越額	0円
実質収支額	1,478万5,865円

議案第124号 令和元年度宮崎市公園墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	2億9,463万4,657円
歳出総額	2億9,460万1,907円
歳入歳出差引額	3万2,750円
繰越額	0円
実質収支額	3万2,750円
基金繰入額	3万2,750円
差引	0円

議案第125号 令和元年度宮崎市卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	7億2,513万4,921円
歳出総額	7億2,513万4,921円
歳入歳出差引額	0円
繰越額	0円
実質収支額	0円

議案第126号 令和元年度宮崎市用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	2億6,968万871円
歳出総額	2億6,968万871円
歳入歳出差引額	0円
繰越額	0円
実質収支額	0円

議案第127号 令和元年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	4,992万8,681円
歳出総額	1,606万9,686円
歳入歳出差引額	3,385万8,995円
繰越額	0円
実質収支額	3,385万8,995円

議案第128号 令和元年度宮崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	342億4,689万9,823円
歳出総額	339億2,732万9,989円
歳入歳出差引額	3億1,956万9,834円
繰越額	0円
実質収支額	3億1,956万9,834円
基金繰入額	1億101万9,083円
差引	2億1,855万751円

議案第129号 令和元年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	3億5,890万7,082円
歳出総額	3億5,638万1,530円
歳入歳出差引額	252万5,552円
繰越額	0円
実質収支額	252万5,552円

議案第130号 令和元年度宮崎市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	2億7,134万1,519円
歳出総額	2億5,718万7,898円
歳入歳出差引額	1,415万3,621円
繰越額	4万1,401円 (繰越明許費)
実質収支額	1,411万2,220円

議案第131号 令和元年度宮崎市公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	211億5,118万5,878円
歳出総額	211億5,118万5,878円
歳入歳出差引額	0円
繰越額	0円
実質収支額	0円

議案第132号 令和元年度宮崎市水道事業会計決算の認定について

【上下水道局 管理部 財務課】

◇決算額	
収益的収入	85億2,224万481円
収益的支出	71億2,593万473円
差引	13億9,631万8円
消費税等差引額	2億9,456万3,895円
当年度純利益金額	11億174万6,113円
剰余金処分額	0円
繰越利益剰余金	11億174万6,113円

議案第133号 令和元年度宮崎市工業用水道事業会計剰余金の処分及び令和元年度宮崎市工業用水道事業会計決算の認定について【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分	
令和元年度宮崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金のうち1,726,393円を建設改良積立金に積み立てる。	
◇決算額	
収益的収入	1,488万1,421円
収益的支出	1,269万9,900円
差引	218万1,521円
消費税等差引額	45万5,128円
当年度純利益金額	172万6,393円

議案第134号 令和元年度宮崎市公共下水道事業会計剰余金の処分及び令和元年度宮崎市公共下水道事業会計決算の認定について【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

令和元年度宮崎市公共下水道事業会計未処分利益剰余金のうち 58,688,083 円を減債積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	107 億 930 万 9,601 円
収益的支出	104 億 5,570 万 2,473 円
差引	2 億 5,360 万 7,128 円
消費税等差引額	1 億 9,491 万 9,045 円
当年度純利益金額	5,868 万 8,083 円

議案第135号 令和元年度宮崎市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び令和元年度宮崎市農業集落排水事業会計決算の認定について

【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

令和元年度宮崎市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金のうち 22,498,346 円を減債積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	6 億 4,741 万 873 円
収益的支出	6 億 2,301 万 9,450 円
差引	2,439 万 1,423 円
消費税等差引額	189 万 3,077 円
当年度純利益金額	2,249 万 8,346 円

議案第136号 令和元年度宮崎市田野病院事業会計剰余金の処分及び令和元年度宮崎市
 田野病院事業会計決算の認定について 【保健医療課】

◇剰余金の処分

令和元年度宮崎市田野病院事業会計未処理欠損金のうち1,040,787円を資本金に組み入れる。

◇決算額

収益的収入	11億1,042万9,435円
収益的支出	10億5,195万5,831円
差引	5,847万3,604円
消費税等差引額	3万7,293円
当年度純利益金額	5,843万6,311円
前年度繰越欠損金	12億7,253万9,953円
繰越欠損金	12億1,410万3,642円

議案第137号 令和元年度宮崎県中部地区衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について 【廃棄物対策課】

◇決算額

歳入総額	2億2,450万7,277円
歳出総額	2億1,366万7,733円
差引残額	1,083万9,544円

※令和元年度末をもって解散した宮崎県中部地区衛生組合の決算について、本市において議会の認定に付するもの。

議案第138号 「令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第8号）」の専決処分について 【財政課（商業労政課）】

◇概要

県の休業要請に応じて、休業した市内の接待を伴う飲食店や時間短縮営業を行ったその他の飲食店に対して、休業要請等協力金・感染防止対策支援金を支給するための経費について、予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「令和2年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要」のとおり

令和2年度補正予算案（3件）

《一般会計》

議案第139号 令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第9号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第140号 令和2年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算（第1号）案

議案第141号 令和2年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

別添「令和2年度9月補正予算案概要」のとおり

◇提案理由

車両の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産 グリーンスローモビリティ 2 台

◇主な仕様

- 1 乗車定員 10 名
- 2 動 力 DC ブラシレスインホイールモーター
- 3 駆動方式 全 8 輪駆動

◇契約の方法

随意契約

◇契約の金額

49,746,400 円

◇契約の相手方

株式会社シンクトゥギャザー

◇提案理由

物品の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産 児童生徒用 G I G A スクール標準端末 13,802 台（市内小中学校）

◇契約の方法

指名競争入札

◇契約の金額

632,338,630 円

◇契約の相手方

富士電機 I T ソリューション株式会社宮崎支店

議案第 1 4 4 号 財産の取得について 【契約課（教育委員会 教育情報研修センター）】

◇提案理由

物品の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産 児童生徒・教員用 G I G A スクール標準端末 9, 926 台（市内小中学校）

◇契約の方法

指名競争入札

◇契約の金額

455, 305, 620 円

◇契約の相手方

三保電機株式会社宮崎支店

議案第 1 4 5 号 財産の取得について 【契約課（消防局 警防課）】

◇提案理由

車両の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産 高規格救急自動車 1 台（北消防署住吉救急出張所）

◇主な仕様

- 1 乗車定員 7 名
- 2 エンジン ガソリンエンジン
- 3 駆動方式 4 輪駆動

◇契約の方法

指名競争入札

◇契約の金額

19, 767, 000 円

◇契約の相手方

宮崎日産自動車株式会社

◇提案理由

土地改良事業の計画を変更するため、土地改良法第96条の3第1項の規定により本案を提出するもの。

◇計画の概要

1 事業名

ため池等整備事業

2 地区名

城山地区（佐土原町）

3 変更の内容

宮崎市が事業主体となり、城山地区において実施しているため池等整備事業の総事業費を増額したため、当該事業計画を変更するもの。

<当初> 84,000千円

<変更後> 111,700千円

(27,700千円、約33%の増額)

4 増額理由

ため池堤体補強等の工事において

- (1) ため池の堤体盛土について、現場発生土を再利用する計画であったが、土質試験の結果、土質を改良する必要が生じたため。
- (2) 取水口基礎工の地盤改良工について、当初想定されていた土質より状態が悪く、セメント系固化剤の添加量の増加が必要となったため。
- (3) 工事用道路において、路体盛土及び砂利舗装を行ったが、基礎地盤が軟弱であったことから、敷鉄板が必要となったため。

議案第147号から議案第151号まで 条例案（5件）

議案第147号 宮崎市文化芸術基本条例の制定について

【文化・市民活動課】

◇提案理由

文化芸術に関する施策に関し、基本理念、市の責務並びに市民、文化芸術団体、学校等及び事業者の役割等を定め、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため。

◇主な内容

1 基本理念（第2条）

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ・ 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その能力が十分に発揮されるよう考慮すること。
- ・ 市民がその年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境を整備すること。
- ・ 地域で誇りと愛着を持って育まれてきた多様で特色ある文化芸術を保護し、継承するとともに、その発展を図ること。
- ・ 本市の文化芸術が広く国内外に発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進を図ること。
- ・ 子ども・若者に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、関係者相互の連携が図られるよう配慮すること。
- ・ 文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、地域間の交流及び国際交流、福祉、教育、生涯学習、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮すること。
- ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において、障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮をすること。

2 基本計画（第10条）及び基本施策（第11条）

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の推進に関する計画を定め、及び文化芸術に関する基本施策を行うものとする。

3 基金の設置（第15条）

文化芸術の振興に寄与する事業を行うため、宮崎市文化芸術振興基金を設置する。

4 その他

- ・ このほか、「市の責務（第3条）」、「市民の役割（第4条）」、「文化芸術団体の役割（第5条）」、「学校等の役割（第6条）」、「事業者の役割（第7条）」、「審議会の設置等（第12条）」等について規定。
- ・ 宮崎市文化振興基金条例を廃止する。（附則による廃止）

◇施行期日

令和2年11月3日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を設ける等のため。

◇主な内容

1 感染症防疫作業手当（第 5 条）

職員が、感染症防疫作業に従事した場合に支給する手当の額を次のとおり改定する。

現行	改正後
日額 230 円	日額 290 円

2 精神保健関係業務手当（第 14 条）

精神保健関係業務手当の対象業務及び支給額を次のとおり追加する。

対象業務	支給額
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察に立ち会う業務又は精神障害者を移送する業務	日額 600 円

3 新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫作業手当の特例（附則第 4 項、第 5 項）

- (1) 職員が、新型コロナウイルス感染症の患者を収容する宿泊施設等において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するための作業に従事した場合、特例の感染症防疫作業手当を支給する。
- (2) 手当の額は、従事した日 1 日につき 3,000 円（患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業等に従事した場合は、4,000 円）とする。

◇施行期日

公布の日（2 の規定は令和 2 年 4 月 1 日から、3 の規定は令和 2 年 1 月 27 日から適用。）

◇提案理由

新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業に要する経費の財源に充てることを目的として、新たに基金を設置するため。

◇主な内容

1 積立て（第2条）

基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

2 管理（第3条）

- ・ 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- ・ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金の処理（第4条）

- ・ 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業に要する経費の財源に充てるものとする。
- ・ 前項の場合において、剰余金が生じたときは、基金に編入するものとする。

4 処分（第6条）

市長は、新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

◇施行期日

公布の日

◇提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、手数料を徴収する事務が廃止されたため。

◇主な内容

個人番号に係る通知カードの再交付に関する手数料の規定を削除する。

◇施行期日

公布の日

◇提案理由

水道事業の給水区域の拡張に伴い、事業計画の変更を行うため。

◇主な内容

給水人口及び1日最大給水量を次のとおり変更する。(第3条)

	現行	改正後
給水人口	39万9,600人	39万5,800人
1日最大給水量	19万5,300立方メートル	16万300立方メートル

◇施行期日

令和2年12月1日

4 報告の概要

報告第13号 令和元年度宮崎市一般会計継続費精算報告書

【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。

◇内容

<一般会計>

(単位：円)

款・項	事業名	対象年度	全体計画額 ①	支出済額 ②	差 ①-②
55 教育費 30 社会教育費	市民文化ホール 施設環境整備事業	H30 ~R1	351,194,000	351,193,438	562

報告第14号 令和元年度宮崎市公共下水道事業会計継続費精算報告書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。

◇内容

<公共下水道事業会計>

(単位：円)

款・項	事業名	対象年度	全体計画額 ①	支払義務 発生額②	差 ①-②
1 下水道事業 資本的支出 1 建設改良費	大塚中継ポンプ 場自家発電設備 改築事業	H30 ~R1	113,646,000	78,192,000	35,454,000

◇概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、「健全化判断比率」を議会に報告するもの。

＜健全化判断比率＞ (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	6.8 (25.0)	40.3 (350.0)

※ 「実質赤字比率」の「—」は、実質赤字額がないことを示す。

※ 「連結実質赤字比率」の「—」は、連結実質赤字額がないことを示す。

※ 各比率の括弧内数値は、宮崎市の早期健全化基準を示す。

◇概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、「資金不足比率」を議会に報告するもの。

＜資金不足比率＞ (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—	田野病院事業会計	—
工業用水道事業会計	—	卸売市場特別会計	—
公共下水道事業会計	—	公設合併処理浄化槽事業特別会計	—
農業集落排水事業会計	—	宅地造成事業特別会計	—

※ 「—」は、資金不足額がないことを示す。経営健全化基準はいずれの会計も「20%」。

報告第17号～報告第21号 経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を説明する書類を議会に提出するもの。

【報告第17号】 公立大学法人宮崎公立大学の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和元年度事業報告書及び決算書令和2年度事業計画書及び収支予算書	【企画政策課】
【報告第18号】 公益財団法人宮崎文化振興協会の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和元年度事業報告書及び決算書令和2年度事業計画書及び収支予算書	【教育委員会 生涯学習課】
【報告第19号】 一般財団法人宮崎市清武文化会館の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和元年度事業報告書及び決算書	【文化・市民活動課】
【報告第20号】 公益財団法人宮崎市体育協会の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和元年度事業報告書及び決算書令和2年度事業計画書及び収支予算書	【スポーツランド推進課】
【報告第21号】 宮崎市フェニックス自然動物園管理株式会社の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和元年度営業報告書令和2年度事業計画書	【公園緑地課】

報告第22号 公立大学法人宮崎公立大学の令和元年度業務実績に関する評価結果について

◇概要 地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により、公立大学法人宮崎公立大学の令和元年度業務実績に関する評価結果を議会に報告するもの。 ＜提出書類＞ <ul style="list-style-type: none">公立大学法人宮崎公立大学令和元年度業務実績に関する評価結果	【企画政策課】
--	----------------

報告第23号～報告第26号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第23号 専決処分の報告について

【契約課（道路維持課、高岡総合支所 農林建設課）】

◇概要

令和元年6月定例会で議決された工事請負契約（令和2年3月定例会で議決事項の一部変更有り）において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

- 「3 契約の金額 191,681,446 円」を
- 「3 契約の金額 203,968,828 円」に変更する。
- (12,287,382 円の増額)

◇変更理由

・法面工の面積の追加変更について

伐採及び掘削完了後に施工範囲の確認を行った結果、現地と測量設計成果との誤差が判明したため。また、法面の崩壊や落石等の可能性のある箇所については、再度、災害を防止する必要があることから、施工範囲に追加する必要が生じたため。

・法面工施工に伴う仮設工の追加変更について

法面工を施工する際、法面上部に昇降するための昇降階段設置や法尻部にある側溝を保護するための敷き鉄板等の仮設工を追加する必要が生じたため。

・伐採材の処分量の追加変更について

1回目の変更設計（令和2年3月定例会 報告第1号）において、伐採材の処分量を100tの見込みで計上していたが、実際に処分を行った結果、伐採材の処分量が202tとなったことから、伐採材の処分量を追加変更する必要が生じたため。

※（参考）議決及び報告内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和元年6月定例会 議案第68号）

- 1 工事名 第555号田ノ平瀬越線道路災害復旧工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 176,880,000 円
- 4 契約の相手方 中馬・伸洋特定建設工事共同企業体

議決事項一部変更：1回目（令和2年3月定例会 報告第1号）

- 「3 契約の金額 176,880,000 円」を
- 「3 契約の金額 191,681,446 円」に変更する。
- (14,801,446 円の増額)

(2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故）

報告第24号～報告第26号 専決処分の報告について

【報告第24号】	【秘書課】
《事故の概要》	市の普通自動車と相手方の軽自動車が接触し、双方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和2年4月17日
《事故の場所》	宮崎市松橋1丁目4番12号先交差点内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 291,440円（相手方が市に対して）
《過失の割合》	市30%、相手方70%
【報告第25号】	【消防局 警防課】
《事故の概要》	市の職員が救急自動車のドアを開けたところ、相手方の運転する普通自動車に接触し、相手方の人身傷害が生じた。
《事故発生日》	令和2年2月17日
《事故の場所》	宮崎市小松台東1丁目12番地16先道路上
《損害賠償額》	人身傷害に係る賠償 703,961円（市が相手方に対して）
【報告第26号】	【消防局 警防課】
《事故の概要》	駐車中の相手方の小型自動車に市の救急自動車と接触し、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和2年4月29日
《事故の場所》	宮崎市下原町339番58
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 145,124円（市が相手方に対して） （市は、相手方に当該賠償額から市の概算払額金135,124円を控除した額金10,000円を支払う。）
《過失の割合》	市100%